

令和2年(2020年)2月18日

令和2年3月定例会議案概要

・第1号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員富永保氏の任期満了(令和2年(2020年)3月31日)に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名: 富永 保 (とみなが・たもつ)

略歴: 司法書士

土地家屋調査士

越谷市固定資産評価審査委員会委員

・第2号議案 越谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

【固定資産評価審査委員会】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用する同法の題名及び条項について改正を行うもの。公布の日から施行

改正前: 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 第3条第1項

改正後: 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 第6条第1項

・第3号議案 越谷市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

会計年度任用職員に対して支給する給与の種類に勤勉手当等を追加するもの。附則において越谷市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正。公布の日から施行

・第4号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課（都市整備部建築住宅課・保健医療部保健所生活衛生課）】

(1) 土木手数料関係《公布の日から施行》

① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進するため、省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象として、複数の建築物の連携による取組が追加されたことに伴い、当該計画の認定申請に係る審査手数料を定めるもの

② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

ア 共同住宅における省エネ性能の評価方法の合理化を図るため、共用部分の床面積を算入しない方法が追加されたことに伴い、当該方法を用いた省エネ性能向上計画等の認定申請に係る審査手数料を定めるもの

イ 小規模住宅等における省エネ基準への適合を推進するため、簡易な省エネ性能の評価方法が追加されたことに伴い、当該方法を用いた省エネ性能の認定申請に係る審査手数料を定めるもの

(2) 衛生手数料関係《令和2年4月1日から施行》

毒物及び劇物取締法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの

改正前：毒物及び劇物取締法第4条第3項、第4項

改正後：毒物及び劇物取締法第4条第2項、第3項

・第5号議案 包括外部監査契約の締結について

【行財政部行政管理課】

(1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期：令和2年（2020年）4月1日

(3) 契約金額：1,200万円を上限とする額

(4) 契約の相手方：長 田 慶 洋（公認会計士）

・第6号議案 越谷市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

【市民協働部市民課】

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、印鑑の登録資格の制限について見直しを行うもの。公布の日から施行

改正前：成年被後見人 → 改正後：意思能力を有しない者

・第7号議案 越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【福祉部福祉推進課】

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
公布の日から施行

- (1) 市町村が償還金の支払猶予等をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入等の状況について、これらの者に対し報告を求め、又は官公署に必要な文書の閲覧等を求めることができるとされたことに伴い、当該報告の求め等を行う旨を定めるもの
- (2) 条文整備

・第8号議案 越谷市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例の一部を改正する条例制定について 【保健医療部市民健康課】

越谷市特定不妊治療実施医療機関指定審査会の事務を移管するもの。令和2年4月1日から施行

改正前：保健医療部市民健康課 → 改正後：保健医療部保健所保健総務課

・第9号議案 越谷市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について 【保健医療部保健所生活衛生課】

食品衛生法の一部が改正され、公衆衛生上講ずべき措置の基準（施設の衛生管理、食品の取扱いなど）が省令で定められることに伴い、条例中の当該基準を削除するもの。令和2年6月1日から施行

・第10号議案 越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例制定について 【福祉部生活福祉課】

社会福祉法の一部が改正されること等に伴い、条例の全部を改正するもの。令和2年4月1日から施行

- (1) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（省令）を参酌等し、省令と同様の基準（1の居室の定員、職員の員数など）を定めるもの
 <本市の主な独自基準>

条例	省令
1の居室の床面積は7.43平方メートル以上	1の居室の床面積は7.43平方メートル以上。ただし、これにより難しい場合にあつては4.95平方メートル以上

- (2) 無料低額宿泊事業と同様のサービスを提供する入居定員が2人以上4人以下の簡易住宅等においても、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る規定を準用し、同様の基準とするもの

* 被保護者等住居・生活サービス提供事業 次に掲げる事業をいう。
 ① 無料低額宿泊事業（生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業で入居定員が5人以上のもの）
 ② 入居定員が2人以上4人以下の簡易住宅又は宿泊所その他の施設において無料低額宿泊事業と同様のサービスを提供する事業

・第11号議案 越谷市動物愛護管理担当職員設置条例制定について

【保健医療部保健所生活衛生課】

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、中核市に動物愛護管理担当職員を置くことが義務付けられることに伴い、動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く旨を定めるもの。令和2年6月1日から施行

・第12号議案 損害賠償額を定め和解することについて

【市立病院事務部庶務課】

医療事故に関し損害賠償額を定め、和解するもの

(1) 事故の概要

平成16年(2004年)6月24日、Aさんが越谷市立病院において左腋窩腫瘍摘出手術を受けた際、左尺骨神経損傷により尺骨神経麻痺の後遺症が残ったもの

(2) 損害賠償額 600万円

・第13号議案 越谷市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部建築住宅課】

屋外広告物の規制の弾力化及び安全管理の強化を図ることに伴い、所要の改正を行うもの。令和2年4月1日から施行

(1) 屋外広告物の規制の弾力化

次に掲げる広告物等について、禁止地域等(道路、駅前広場、官公署など)においても掲出を認めるもの

① 公益上必要な施設等に表示し、又は設置する広告物等で、その広告料収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるもの

② 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用に充てるもの

(2) 屋外広告物の安全管理の強化

広告物等の所有者等に対し、次に掲げる事項を義務付けるもの

① 広告物等の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持すること。

② 専門的知識を有する屋外広告士等に、広告物等の劣化及び損傷の状況の点検をさせること。

③ 広告物等の表示又は設置の許可等の申請の際に、広告物等の劣化及び損傷の状況の点検結果を提出すること。

・第14号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部公園緑地課】

(1) 記島河原公園を供用開始するもの《令和2年4月1日から施行》

(2) 屋外広告物の規制の弾力化《令和2年4月1日から施行》

越谷市屋外広告物条例に基づき禁止地域等において掲出を認められた広告物等について、都市公園においても掲出を認めるもの

- ・ **第15号議案 越谷市下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例制定について** 【建設部下水道課】

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、組織を再編し、越谷市下水道事業運営審議会の庶務を処理する組織の名称を変更するもの。令和2年4月1日から施行

改正前：建設部下水道課 → 改正後：建設部下水道経営課

- ・ **第16号議案 議決事項の一部変更について（橋梁耐震整備工事（千代田橋）請負契約の締結）** 【建設部道路建設課】

平成31年3月定例会において議決を経た上記契約の締結について、止水のための鋼矢板の設置等に係る施工に期間を要したことに伴い、履行期限を変更するもの

変更前：平成32年（2020年）3月13日 → 変更後：令和2年（2020年）6月30日

- ・ **第17号議案 議決事項の一部変更について（橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）請負契約の締結）** 【建設部道路建設課】

令和元年9月定例会において議決を経た上記契約の締結について、仮栈橋の設置及び橋脚基礎補強工における鋼管杭打込に係る施工方法を変更する必要性が生じたことに伴い、契約金額を変更し、及び工事に必要な機械の調達に期間を要したことに伴い、履行期限を変更するもの

(1) 契約金額
変更前：2億3,100万円 → 変更後：2億4,859万8,900円

(2) 履行期限
変更前：令和2年（2020年）3月25日 → 変更後：令和3年（2021年）3月25日

- ・ **第18号議案 越谷市浄化槽の維持管理に関する条例の一部を改正する条例制定について** 【環境経済部環境政策課】

浄化槽法の一部が改正され、浄化槽の使用の開始、休止、廃止等に係る届出の規定が整備されることに伴い、条例中の当該規定を削除するとともに、条文整備を行うもの。令和2年4月1日から施行

- ・ **第19号議案 越谷市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例制定について** 【環境経済部環境政策課】

浄化槽法の一部が改正され、条例で定める事項として浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されることに伴い、浄化槽保守点検業者に対し、登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士に研修を受講させることを義務付けるもの。令和2年4月1日から施行

- ・ **第20号議案から第28号議案まで**

令和元年度越谷市一般会計補正予算（第5号）について ほか補正予算8件

・第29号議案から第39号議案まで

令和2年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件

【問合せ】総務部法務課

電 話 048-963-9130